



2024年12月23日

各位

会社名 株式会社 ケア 2 1
代表者名 代表取締役社長 依田 雅
(コード: 2373 東証スタンダード)
問合せ先 財務経理部長 山田 耕嗣
(TEL. 06 - 6456 - 5697)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年12月23日開催の取締役会において、2025年1月30日開催予定の第31期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 定款の一部変更の主旨及び目的

役員欠員の備え、補欠取締役及び補欠監査役の選任に関する規定を新設し、補欠取締役及び補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠取締役及び補欠監査役が就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(補欠取締役)</u> 第 20 条 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、株主総会において補欠取締役を選任することができる。
(任期)	2. 前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、株主総会の決議によって短縮されない限り、選任決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第 20 条 (条文省略)	(任期) 第 21 条 (現行どおり)
2. 任期满了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。	2. 任期满了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 1 項により選任された補欠取締役が取締役に就任したときは、当該補欠取締役としての選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 21 条～第 29 条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（任期）</p> <p>第 30 条（条文省略）</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 31 条～第 43 条（条文省略）</p>	<p>第 22 条～第 30 条（現行どおり）</p> <p>（補欠監査役）</p> <p>第 31 条 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>2. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、株主総会の決議によって短縮されない限り、選任決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>（任期）</p> <p>第 32 条（現行どおり）</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任したときは、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>第 33 条～第 45 条（現行どおり）</p>

3. 効力発生日
2025年1月30日

以上